

博士論文全文に代わる論文内容の要約について

岡部茜

1. 題名

「若者ソーシャルワークの対象と構成要素に関する研究」

2. 全体要旨

若者の生活上の困難やそれに対する支援についての議論は、それほど新しい議論というわけではない。ただし、1990年代の労働市場を始めとする大きな社会構造の変化は、それ以前とは異なった形で若者の生活困難状況を作りあげている。こうした現在の若者の生活困難や支援の検討は、学校から仕事を中心とした移行期研究として主に取り組みられてきたが、就労自立へ向けた自立支援を中軸とするなかでの移行の理解では、既存の就労への適応から議論が抜け出せず、また、社会学的な議論のみでは若者というライフステージの生活困難を多角的・総合的に捉えることには限界がある。そして、これらの限界を乗り越えるためには、移行の議論を丁寧に進めるだけでなく、他の視角からそうした課題を突き崩す生活全体を捉えるアプローチの議論が必要となる。生活全体を捉える視点として、社会福祉学のアプローチの貢献が期待されるが、社会福祉学において、特にソーシャルワークの分野では若者の生活困難は「ひきこもり」や「社会的養護施設退所者」など、個別事象で議論され「若者」というライフステージで統一的に検討する議論は僅かであった。

本研究は、現在の若者が経験している生活上の困難さにソーシャルワークがどのように応答しうのかを構想するものであり、第1にソーシャルワークの対象として現代社会における若者の生活困難を明らかにすること、第2に若者を対象としたソーシャルワークの構成要素を明らかにすること、第3に、若者を対象とする法制度の課題と修正方向を提起することを目的としている。本研究の方法は主に法・制度や政策、実践事例の検討である。事例検討では、インタビューやフィールドワーク調査で得られたデータを扱う。

大まかな流れとしては、序章で問いや先行研究を整理した後、第1章から第4章までの第1部は、若者の現在の生活困難状況（第1章）や既存の社会福祉の法・制度の範囲と限界（第2章）、そして2000年代以降から日本で打ち出されてきた若者支援政策の課題（第3章、第4章）を検討していく。次に、第5章から第7章までの第2部は、若者支援政策が若者を対象とする以前から若者を実践の対象とし、若者とカフェの運営に取り組む実践（第5章）、青少年福祉支援法で若者への取り組みを法制化している韓国の実践（第6章）やピアスタッフの実践（第7章）から若者ソーシャルワークの構成要素を検討していく。

これらを通して終章では、第1に若者を対象とするソーシャルワークの必要性をその対象と既存の法制度、政策の不十分さから考察する。第2に、若者を対象としたソーシャルワークの構成要素として“半

自立・半依存の保障”と“関係性における可変性の保障”が重要となることを明らかにした。第3に、今後、日本社会に必要なと考えられる若者支援の枠組みとして、“危機介入”、“ドロップインセンター”、“周知化の促進と工夫”、“仕事づくり”を提起した。最後に、本研究の限界と今後の課題として、構成要素の検討課題とソーシャルワークにおける家族主義について指摘した。

3. 目的と章構成

目的

本研究は、生活で何らかの困難を経験している若者に対して、ソーシャルワークがどのように応答できるのかを考えるものである。本研究は、第1にソーシャルワークの対象として現代社会における若者の生活困難を明らかにすること、第2に若者の経験する生活困難を対象とするソーシャルワーク実践を構成する要素を明らかにすること、第3に、若者を対象とする法制度の課題と修正方向を提起することを目的としている。

章構成

本研究は、序章、終章とその間に7つの章を挟んだ9章構成となっており、2部構成になっている。具体的な章立ては以下の通りである。

序章 若者ソーシャルワークの構想に向けて

第1部 ソーシャルワークの対象としての「若者」

第1章 社会問題としての若者問題

第2章 社会福祉の法・制度における若者の対象範囲と課題

第3章 実践現場が受けとめてきた若者支援政策：ひきこもり支援に焦点を当てて

第4章 子ども・若者育成支援推進法の意義とこれから

第2部 若者ソーシャルワークの構成要素

第5章 若者ソーシャルワークの3局面：社会福祉法人一麦会の事例から

第6章 韓国の若者支援における法制度と事業

第7章 若者ソーシャルワークにおけるピアスタッフの重要性

終章 若者ソーシャルワークという構想

4. 各章要約

第1部 若者ソーシャルワークの必要性：その対象と課題

第1章 社会問題としての若者問題

第1章は、ソーシャルワークが必要な若者の生活困難状況を明らかにすることを課題として、先行調査・研究の整理と理論面での検討という方法をとった。まず現代の若者の生活困難とはどういったものとして現れているのかについて、社会構造の変容のなかで新しく問題化されてきたひきこもる若者やホームレスの若者、自殺する若者に焦点を当てて、そうした若者の実態を先行調査・研究から整理した。次に、現代社会の若者の生活をめぐる共通した課題について、教育福祉論を提起した小川利夫(1972;1978)の視点を参考に、①貧困、②差別、③発達達の三つの視点から整理をおこなった。さらに、若者「稼働能力」と「扶養家族」の想定の妥当性について検討を加え、最後に、平塚(2011)や山本(2015b)の議論を踏まえつつ、若者問題の現在性について、社会構造の変容と、新自由主義的な政策、そして個人化の議論から検討を加えた。この作業を経て、本章では現在の若者問題を「後期近代の移行過程の長期化や複雑化、個人化とともに生命の平等を否定する競争原理に置かれ、孤立するなかで、社会を構成する一員である自己の生の価値を自身で否定してしまう状況に置かれたことによる困難が、一人の自律した生を他者との関係を支えにして立ち上げる時期である思春期・青年期の課題とも関わりながら表出した生存・発達の危機の総体であり、そうした困難を生じさせる社会的包摂システムの機能不全」と定義した。

第2章 社会福祉の法・制度における若者の対象範囲と課題

第2章では、社会福祉の法制度の中で、一部の若者を対象としてきた、発達障害者・精神障害者への支援、貧困者への支援、児童への支援の三つの領域の、国レベルの法律、制度、政策に絞り、現在、既存の社会福祉の法制度において若者がどのように対象になっているのか、そしていないのかについて検討した。この整理から、第1に現行制度における取り組み、第2に若者への広がり必要性とそのための課題の2点についてまとめた。現行制度における取り組みについて、精神保健福祉の分野では、相談支援としては対象が広く若者に開かれているが、通院経験や精神保健福祉手帳などの所持がなければ就労支援などの事業は使うことが難しく、対象が限定されてしまう。また、アウトリーチを通じた生活の支援はなかなか可能とはなっていない。貧困者への支援においては、稼働年齢であることや家族との関わりゆえに基本的には、法制度の対象となりにくい。ただし、民間の貧困支援団体の取り組みの成果の中で、生活保護制度利用を若者層にもある程度押し広げつつあり、生活保護行政における若者への対応の変化を生じさせる契機と見ることもできるだろう。最後に児童福祉の領域では、18歳未満(あるいは20歳未満)という年齢規定と、支援の対象となるために守らなければならない規則の二つの壁があることを確認した。さらに、これまで見てきた社会福祉法制度では若者、特に18歳以降の精神疾患がはっきりと診断されない若者への危機介入は非常に難しいことが確認される。ここでの検討結果から、既存の社会福祉法制度とその下での取り組みだけでは生活に困難さを感じている若者の多くに手が届かないことを示しており、新しい枠組みでの対応が必要であると言える。若者への広がり必要性とそのための課題

としては、親からの依存を弱め、仲間や他者との親密な関係に基づき、一方的に保護される存在から脱しようとしている若者に対しては、曖昧で柔軟な枠組みが必要であることを指摘した。

第3章 実践現場が受けとめてきた若者支援政策：ひきこもり支援に焦点を当てて

第3章では、①1980年代後半～2002年、②2003年～2008年、③2009年以降～、の3区分で若者支援政策を実践者の文章の分析を行った。大まかな図を描けば、1980年代後半頃からひきこもる若者の相談が報告されるようになり、2000年代から若者支援政策として就労支援政策が展開され、それ以降、2009年の厚生労働省によるひきこもり対策推進事業や2010年の子ども・若者育成支援推進法等、少しずつワンストップの相談窓口が拡がりを見せている状況にある。こうした政策変遷の特徴を実践現場から捉えるなら、①の時期は若者の生活困難の発見と実践の時期であり、②の時期は若者の就労支援の民間委託事業展開、③の時期はワンストップ窓口とネットワークへの期待の時期と表すことができると考える。

これらの整理から、若者支援政策の主眼が、「働けない若者の問題」に置かれ、生活問題は就労問題対策の後ろに追いやられていったことや、第2期に見られたように事業委託を受けて予算を得ることで支援実践の拡大に取り組むことが、一方で、支援実践自体が不安定な状況に置かれることにつながり、先の見えない中で現場は疲弊や孤立を深めてしまうこととなったことを確認した。また、若者支援政策の課題としては、第1に「相談窓口」事業の比重が極めて大きく、ほとんど相談に事業が一本化されているという課題があること、第2に、公的事業として取り組むのではなく民間資源の活用を置き、さらに単年度予算事業により事業が抑制されるという課題があることを指摘した。こうした点から、少なくとも単年度予算補助事業制度の廃止と子ども・若者育成支援推進法の見直しとともに予算を保障した具体的な事業の制定など、事業充実を実現する法整備の検討に取り組む必要があることを指摘した。

第4章 子ども・若者育成支援推進法の意義とこれから

第4章では、滋賀県高島市の事業の展開過程を記述し、2010年に施行された子ども・若者育成支援推進法による効果と課題について考察した。効果としては、高島市の事例において、関係機関の連携が促進され、また他機関との連携が深まるなかで事例を検討する視点が深まり、活用できる資源の増加が確認された。さらに、窓口を設置することで20代以降の相談が開かれることで、地域に潜在化していた若者の生活困難の一部を可視化することが可能になっていると言えるだろう。若者支援が活発に展開されていない地域では、窓口の設置は地域で潜在化していた課題の可視化にむけた大きな進展となる。加えて、若者に直接的に関係すると考えられる機関だけでなく、協議会や窓口の取り組みのプロセスのなかで、高齢者福祉の機関と繋がりが居場所の創造に作用するといった、若者に直接的に関係すると考えられにくい機関の力の影響が明らかになった。課題としては、担い手となる機関や人員が不足していること、他のネットワークとの連携、財源の保障の課題が指摘できるとともに、地域的な課題として、物理的距離からの制度化されたほかの若者支援機関との連携や協力を得ることの難しさが明らかになった。

第2部 若者ソーシャルワークの構成要素：実践と法・制度の展望

第5章 若者ソーシャルワークの3局面：社会福祉法人一麦会の事例から

第5章では、1990年代から若者を対象として実践を展開してきた社会福祉法人一麦会の取り組みを、事例として分析し、山本（2017）が提起した若者ソーシャルワークの3局面（「出会いの局面」「危機介入の側面」「個・家族・地域・社会の制限との対峙の局面」）の様相とともに、これまで問題化されてきた支援の暴力性や支援への忌避を乗り越える関係性なども踏まえて若者ソーシャルワークの構成要素を検討した。

考察では、まず若者ソーシャルワークにおける3局面の様相を再度整理し、次に「仕事づくり」の取り組みにおける関係性の変容を、仕事の中での職員とメンバーの衝突や、「お客さん」-「店の従業員」という関係性が生じることなどの点から言及した。最後に、「お客さん」として創にアクセスできることの意義から自己決定を保障する仕組みについて言及した。

第6章 韓国の若者支援における法制度と事業

第5章の一麦会の危機介入においては、地域精神保健福祉のネットワークが中心となっており、ホームレスや家出などの若者への危機介入はあまり見られなかった。そのため、第6章で韓国の実践事例を取り上げ、日本での実践は制度枠組みが整っていないために非常に難しい危機介入について検討した。韓国は、日本と類似した若者の状況があり、また社会福祉制度も類似したものとなっているが、日本とは異なり2005年から児童福祉法とは別に青少年福祉支援法が施行されている。したがって、対象年齢はやや狭いものの若者への社会福祉法制度が実施されており、日本では制度的な枠組みが確立されていないために非常に難しい若者への危機介入が事業化されている。さらに、児童福祉法と対象年齢が一部で重なりながらも、9歳から24歳を対象として独自の取り組みを展開する青少年福祉支援法やその下での事業は、若者を対象とする取り組みの基本的な要素を浮かび上がらせている。本章では特に、一時的な生活を保障するシェルターや危機介入などの取り組みに注目して事例を検討し、それらの検討を通して、日本における若者ソーシャルワークの構成要素を検討していく作業にいくつかの重要な示唆を提起する。

第6章では、まず、韓国の若者の生活困難状況について外観したのち、青少年に対する法・制度を検討し、制度化された事業を、訪問及び職員へのインタビューから記述する。ここでの検討では、第1に法制化が潜在化されていた若者の生活困難を可視化したこと、第2に若者が自由に睡眠や食事などをとることができるドロップインセンターや街へのアウトリーチの重要性とともに、それらと1388というシステムにより若者への危機対応が可能となっていることを指摘した。また第3に児童と若者の間のアプローチの違いについて考察を加え、児童を対象としたアプローチよりも各自の判断や自由が保障されるアプローチの重要性を指摘した。

第7章 若者ソーシャルワークにおけるピアスタッフの重要性

第5章・第6章では、3局面を中心にしながら、若者ソーシャルワークにおける要点を事例から検討してきた。第7章では、少し視点を変えて若者ソーシャルワークの要点を検討する作業の一環として、

ピアスタッフの実践に注目した。第 5 章においても、若者支援の中で支援の暴力性や支援への忌避をどう乗り越えていくかが大きな課題となることについて述べたが、こうした「支援」をめぐる諸問題を表面化させ、様々な気づきをソーシャルワークにもたらしてきた実践としてピアスタッフによる実践がある。そして現在、若者支援領域においてもピアスタッフの重要性は指摘され、ピアスタッフの活躍が期待されている。若者ソーシャルワークにおいても、全局面を通してピアスタッフからの示唆は多いと考える。

本章の分析に際しては、尾崎（1999）にならい、ピアスタッフの感じる迷いや不安、葛藤や戸惑い等を「ゆらぎ」と表現し、この「ゆらぎ」に注目して検討を進めた。ここでの検討から、若者支援においてピアスタッフが実践のなかで迷い、葛藤する語りから、ピアスタッフが実践の振幅性を保障し、新たな変化や気づきを生じさせるとことを指摘した。またそうしたピアスタッフの実践の検討から、若者ソーシャルワークへの示唆として「支援-被支援」関係の変容に取り組む工夫とピアスタッフの必要性、生活づくりや社会づくりというような取り組みへの広がり的重要性を提起した。

5. まとめ（結果・考察）

終章では、これまで若者ソーシャルワークに関して言及してきたことから、若者ソーシャルワークの必要性や若者ソーシャルワークを構成する要素、生活困難状態にある若者を支えるための政策、そして今後の課題についてまとめた。

まず、若者ソーシャルワークの対象と既存の仕組みの不十分さについてまとめ、若者ソーシャルワークの必要性を明らかにした。様々に切り取られる若者が層として貧困や差別、発達が阻害される状況に置かれていること、そしてそれらは既存の社会福祉の法・制度で一部対応しようとしても不十分であることを明らかにしてきた。加えて、2000年代から若者を対象に据えて展開されてきた若者支援政策もまた、課題が多く若者の生活・発達の保障を行うには不十分であることを確かめてきた。こうした事実は、まさしく若者をソーシャルワークの対象とする必要性があることを示している。また、その際に重要となるのは「不安感が強い」「経済的に困窮している」といった個別の困難やリスクを切り分け、支援の定型化されたパッケージをあてがっていくということではなく、貧困、差別、発達を捉え、構造的問題としてそれらを乗り越える実践のあり方を模索していくことだろう。

次に、若者ソーシャルワークの構成要素とは何かについて、本研究で得られた知見から 2 点について論じた。まず一つ目は、半依存・半自立の保障である。思春期・青年期は、親や大人による保護から離れて仲間関係を基盤にしながら自立を模索する期間であり、一方的に守られるような保護的な支援や自由を制限する支援が、他のライフステージに比べ窮屈に感じられやすいと考えられる。第 2 章で、支援を受けるために守らなければならない一定の規定がある児童福祉の法制度では、例え児童福祉法の対象年齢の範囲にあっても、児童福祉の制度で支えることができない若者がいる可能性がある、ということ指摘した。そこにはまさに自立を自分なりに模索し始める若者と児童を対象とする制度との間の不一致があるのではないだろうか。

そのため、若者たちには保護でもなく自立でもない曖昧な立場で、試行錯誤する仕組みの保障が必要

であることを提起した。制度的には、半依存・半自立を支える社会保障の仕組みの重要性が指摘されてきたが、それらは主に金銭的給付を中心として議論されてきた（布川 2004、木下 2008、上田真理 2008、岩田 2011 など）。しかし、金銭的給付だけでは思春期・青年期の試行錯誤を十分に支えることができない。ともに支え合い、生きていく仲間と出会い、孤立状態から脱し、生活を自分なりに模索していく過程には金銭給付だけでなくソーシャルワークが必要となる。

二つ目に、関係性の可変性が重要となることを指摘した。若者支援において、パターンリズムや自己責任、支援へのスティグマをどう乗り越えていくかが大きな課題の一つになると考えられるが、それらの課題の中心には「支援-被支援」関係の固定がある。ここで提案する関係性の可変性の保障とは、まず、このような「支援-被支援」関係から変化していくための仕組みの保障である。この非対称的な関係性はソーシャルワークにおいて生じる権力性や暴力性を見過ごさせ、若者に自身を弱い存在として認識させることを促進してしまう。そして非常に重要な点は、「支援-被支援」関係が自我の再構成を行う時期の若者が距離を取ろうとする親-子どもの、一方的な「保護する-保護される」関係と重なることである。若者たちにとって、自立を模索していく過程にあって、それを支える支援のなかで保護-被保護（支援-被支援）の関係に位置づけられることは、他の年代に比べていっそう葛藤を生じさせるだろう。関係性の問題について、第7章で検討してきたピアスタッフの取り組みでは、「支援される者」と「支援する者」という役割に距離をおくなかで「話し相手」や「同じような立場」が模索されていた。また、麦の郷では仕事づくりのなかで「同僚」としての関係性が生じつつあることも語られていた。こうした関係性を山本は、ソーシャルワーカーと若者が協同的課題解決の過程に一員として位置づくことで形成される協同的關係性と呼び、それが若者ソーシャルワークにおいて重要なものであると述べている（山本 2013）。ここにある「協同性」とは、課題の協同的な解決を目指す仲間関係であり、それは一方的な関係性ではなく、お互いに役割を果たしあう垂直的でない関係を意味している。思春期・青年期そして移行期を生きる若者たちにとっては、自分なりに生活をつくり自立の形を探っていく仲間関係を形成することができ、一方的に保護や支援や監視をされるのではなく、自分の生活づくりが支えられ、相手の生活づくりもまた自分が支えていると思えるような関係性が、非常に重要になるのではないだろうか。

そして、求められる政策についても言及した。第1に、危機対応の必要性に言及した。現在の法律では、若者の危機対応は非常に難しい。児童相談所の24時間の電話対応は主に児童虐待が対象であり、また基本的に18歳以降は対象にならない。しかし、安心して家庭にすることができない若者の存在や自殺する若者があり、またひきこもり家庭内で暴力を振るう若者や暴力を振るわれる若者もいる。それゆえ、若者ソーシャルワークにおいて危機介入は喫緊の課題である。第2に、誰でも気軽に立ち寄り一時的に食事や睡眠、シャワー設備、宿泊、相談などが利用できる機関を検討することである。親や大人からの保護から離れて仲間関係を基盤にしながら自立を模索する期間に、一方的に守られるような保護的な支援や厳しい規則を課して自由な行動を制限する支援は、若者にとって心地よく感じられないこともある。この点は、若者ソーシャルワークに取り分け特徴的な点であるのではないだろうか。第3に、生活困難に直面する若者に、支えがあることを知らせる取り組みの重要性である。現在の、若者支援政策では、こうした周知徹底に関しては、市民講座などによるアプローチに基本的には限られている。しかし、そうし

た取り組みには、若者支援の情報を積極的に収集しようとしている支援者や市民の他は集まりづらい。むしろ、そうした情報に興味を持っていない人や意識的・無意識的にそうした情報をシャットアウトしている人、そしてそうした情報にたどり着きづらい人にアプローチする仕組みを考える必要がある。本研究では、カフェのように地域の日常生活に入り込むこと、そして路上など若者が生活する場へアウトリーチすることの重要性を指摘した。第4に、仕事づくりの仕組みをより充実させることが必要である。そして、それは新たな生活づくりに結びつくものである。仕事をつくる実践は、人間的な生活の手段を保障し、そして人間的発達の不可欠の条件を保障する。しかし、劣悪な労働環境が広がり、若者たちの生活の危機が問題となる現在、若者たちが安定した賃金を得て、健康を害することなく継続的に働けるような就労に就くことは難しくなっている。それゆえに仕事づくりを支えることが重要になる。仕事づくりの取り組みには、個人の生きづらさへの一方的な働きかけから、生活を創り合うなかで生きる方向性を見つけていくことであり、そこにはまさしく、支援の内閉化や適応主義、非対称性から生起する危うさ乗り越える糸口があると考えられる。

最後に、今後、さらなる構成要素の検討及び精緻化が必要であること、そして家族主義の乗り越えに関する検討が必要であることを、今後の若者ソーシャルワークの検討に際しての研究課題として言及した。

6. 主要な参考文献

- 布川日佐史（2004）「若年貧困と社会保障の課題——移行期の長期化と二極化——」『若者 長期化する移行期と社会政策』法律文化社. 50-67.
- 本田由紀（2005）『若者と仕事——「学校経由の就職」を超えて』東京大学出版会.
- 生田周二（2016）「子ども・若者支援専門職養成の構想試論：ユースワークを中心に」『次世代教員養成センター研究紀要』(2), 259-263.
- 乾彰夫（2010）『〈学校から仕事へ〉の変容と若者たち：個人化・アイデンティティ・コミュニティ』青木書店.
- 岩田正美（2011）「家族と福祉から排除される若者」宮本みち子・小杉礼子編『二極化する若者と自立支援—「若者問題」への接近』明石書店.56-73.
- 金川めぐみ（2008）「若者をめぐる家族・福祉政策——『困難の内部化』からの脱却をめざして」脇田滋・井上英夫・木下秀雄編『若者の雇用・社会保障——主体形成と制度・政策の課題』日本評論社, 126-145.
- 木下秀雄（2008）「若者と生活保護」脇田滋・井上英夫・木下秀雄編『若者の雇用・社会保障——主体形成と制度・政策の課題』日本評論社. 146-163.
- 宮本みち子（2015）「移行期の若者たちのいま」宮本みち子編『すべての若者が生きられる未来を：家族・教育・仕事からの排除に抗して』岩波書店, 1-32.
- 小川利夫（1972）「児童観と教育の再構築--『教育福祉』問題と教育法学」小川利夫・永井憲一・平原春好編『教育と福祉の権利』勁草書房, 2-25.

- 尾崎新 (1999) 「まえがき」尾崎新編『「ゆらぐ」ことのできる力』誠信書房, i-x.
- Sharland, E. (2006) "Young People, Risk Taking and Risk Making: Some Thoughts for Social Work", *British Journal of Social Work*, 36, 247-265.
- 上田真理 (2008) 「被用者保険（医療、年金）の適用の拡大」脇田滋・井上英夫・木下秀雄編『若者の雇用・社会保障——主体形成と制度・政策の課題』日本評論社, 108-125.
- 山本耕平 (2013) 『ともに生きともに育つひきこもり支援：協同的關係性とソーシャルワーク』かもがわ出版.
- 山本耕平 (2017b) 「子ども・若者支援地域協議会の実践課題に関する考察」『都市とガバナンス』27, 58-67.
- 湯浅誠・仁平典宏 (2007) 「若年ホームレス——『意欲の貧困』が提起する問い」本田由紀編『若者の労働と生活世界：彼らはどんな現実を生活しているか』大月書店. 329-362.